

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(加える)	<u>(国県認定企業等)</u>
(加える)	<u>第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める企業等は、次のいずれかに該当する企業等とする。</u>
(加える)	<u>(1) 中小企業が飛躍的成長を遂げるために、売上高100億円を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言した100億宣言企業</u>
(加える)	<u>(2) 日本成長戦略会議（令和7年11月10日開催）において、「危機管理投資・成長投資」として位置づけられた、17の戦略分野（AI・半導体、造船、量子、合成生物学・バイオ、航空・宇宙、デジタル・サイバーセキュリティ、コンテンツ、フードテック、資源・エネルギー安全保障・GX、防災・国土強靱化、創薬・先端医療、フュージョンエネルギー、マテリアル（重要鉱物・部素材）、港湾ロジスティクス、防衛産業、情報通信、海洋）のいずれかに係る事業を行う企業等</u>
(加える)	<u>(3) 神奈川県企業誘致施策であるセレクト神奈川NEXTにより認定された企業等</u>
(常時雇用する従業員)	(常時雇用する従業員)
<u>第3条</u> 条例第2条第11号に規定する規則で定める者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者とする。ただし、次に掲げる者を除く。	<u>第4条</u> 条例第2条第15号に規定する規則で定める者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者とする。ただし、次に掲げる者を除く。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(奨励措置適用申請書)	(奨励措置適用申請書)
<u>第4条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(奨励措置適用申請書の添付書類)	(奨励措置適用申請書の添付書類)
<u>第5条</u> 奨励措置適用申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。ただし、町長が添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。	<u>第6条</u> 奨励措置適用申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。ただし、町長が添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

(1)～(6) (略)
(加える)

(加える)

(7) 雇用奨励金の交付の申請の場合に
あつては、次に掲げる書類

ア・イ (略)

ウ 住民票の写しその他当該従業員が
雇用の日の1年前から申請の日まで継
続して町内に住所を有していること
を証する書類

エ・オ (略)

(8) (略)

(奨励措置の適用の決定等の通知)

第6条 (略)

(変更等の届出)

第7条 (略)

2～4 (略)

(奨励措置の適用の決定の取消し等の
通知)

第8条 (略)

(奨励措置適用承継承認申請書等)

第9条 (略)

2 (略)

(承継の承認等の決定等の通知)

第10条 (略)

(補則)

第11条 (略)

附 則

1 (略)

(この規則の失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、
その効力を失う。ただし、同日以前に
行われた立地については、この規則
は、同日後も、なおその効力を有す
る。

(1)～(6) (略)

(7) 国県認定企業等の場合にあつて
は、認定等されていることが確認で
きる書類

(8) ロボット関連産業の事業所の場合
にあつては、ロボットの3つの要素技
術を有する機械システムを製造して
いることが確認できる書類

(9) 雇用奨励金の交付の申請の場合に
あつては、次に掲げる書類

ア・イ (略)

ウ 住民票の写しその他当該従業員が
雇用の日_____から申請の日まで継
続して町内に住所を有していること
を証する書類

エ・オ (略)

(10) (略)

(奨励措置の適用の決定等の通知)

第7条 (略)

(変更等の届出)

第8条 (略)

2～4 (略)

(奨励措置の適用の決定の取消し等の
通知)

第9条 (略)

(奨励措置適用承継承認申請書等)

第10条 (略)

2 (略)

(承継の承認等の決定等の通知)

第11条 (略)

(補則)

第12条 (略)

附 則

1 (略)

(この規則の失効)

2 この規則は、令和13年3月31日限り、
その効力を失う。ただし、同日以前に
行われた立地については、この規則
は、同日後も、なおその効力を有す
る。

第1号様式（第4条関係）

奨 励 措 置（固定資産税等の不均一課税）適 用 申 請 書

年 月 日

（宛先）寒川町長

申請者(納税義務者) 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者氏名
電 話 番 号

印

寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（固定資産税等の不均一課税）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

対象事業所	所在地			
	名 称			
立地年月日	年 月 日 (新 設 ・ 増 設)			
事業の種類 及 び 内 容	事業の種類（日本標準産業分類による）			
	事業内容			
不均一課税 の適用を受 ける年度	年度 ～ 年度			
投下資本額(注)	円			
奨励措置の適用を受けようとする資産				
土 地	取得した日	年 月 日		
	所 在 地	地 積	取 得 価 格(内補助金額)	
		m ²	(円)	
家 屋	取得した日	年 月 日		
	所 在 地	用 途	構 造	延床面積
				m ² (円)
償 却 資 産	取得した日	年 月 日		
	設 置 場 所	名 称	数 量	取 得 価 格(内補助金額)
				(円)
備 考				

（注）：投下資本額は、取得金額から国等の補助金の額を除いた土地、家屋及び償却資産の合計額

改 正 案

第1号様式（第5条関係）

奨 励 措 置（固定資産税等の不均一課税）適 用 申 請 書

年 月 日

(宛先) 寒川町長

申請者(納税義務者) 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者氏名
電 話 番 号

寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（固定資産税等の不均一課税）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

対象事業所	所在地				
	名 称				
立地年月日	年 月 日 (新 設 ・ 増 設)				
事業の種類 及 び 内 容	事業の種類 (日本標準産業分類による)				
	事業内容				
不均一課税 の適用を受 ける年度	年度 ～ 年度				
投下資本額(注)	円				
奨励措置の適用を受けようとする資産					
土 地	取得した日	年 月 日			
	所 在 地	地 積		取 得 価 格(内補助金額)	
		m ²		円 (円)	
家 屋	取得した日	年 月 日			
	所 在 地	用 途	構 造	延床面積	取得価格(内補助金額)
				m ²	円 (円)
償 却 資 産	取得した日	年 月 日			
	設 置 場 所	名 称	数 量	取 得 価 格(内補助金額)	
				円 (円)	
備 考					

(注)：投下資本額は、取得金額から国等の補助金の額を除いた土地、家屋及び償却資産の合計額

寒川町企業等の立地促進に関する条例に基づく奨励措置

適用申請の際にご提出いただく書類

固定資産税等の課税免除・不均一課税		
1	奨励措置（固定資産税等の課税免除・不均一課税）適用申請書	☐
2	土地の売買契約書、建物の工事請負契約書（売買契約書）の写し、土地、建物が賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し	☐
3	土地、建物及び償却資産に対する投下資本額を証する書類	☐
4	事業内容及び事業計画を記載した書類	☐
5	国税・都道府県税・市町村税の納付を証明する書類 ※ 国税 : 法人税（所得税）・消費税 都道府県税 : 法人都道府県民税（都道府県民税）・事業税 市町村税 : 法人町民税（町民税）・固定資産税・都市計画税	☐ ☐ ☐
6	法人の場合は、法人登記事項証明書。個人の場合は、住民票の写し。	☐
7	奨励措置の対象となる固定資産一覧	☐
8	奨励措置の対象となる償却資産の明細書	☐
9	奨励措置の対象となる土地及び家屋の登記事項証明書	☐
10	奨励措置の対象となる土地の位置図（案内図）、公図及び実測図	☐
11	奨励措置の対象となる建物の建築図面（配置図、平面図、立面図）	☐
12	奨励措置の対象となる建物が新築の場合は、建築確認済証及び検査済証の写し	☐
13	国県認定企業等の場合は、認定等されていることが確認できる書類	☐
14	ロボット関連産業の事業所の場合は、ロボットの3つの要素技術を有する機械システムを製造していることが確認できる書類	☐
15	その他（ ）	☐

※ 都道府県税・市町村税については、寒川町内に事業所がない場合は本社所在地の証明、町内に事業所がある場合は神奈川県・寒川町の証明をご用意ください

第2号様式（第4条関係）

奨 励 措 置 (雇用奨励金) 適 用 申 請 書

年 月 日

(宛先)寒川町長

(申請者) 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者氏名
電 話 番 号

印

寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（雇用奨励金）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所の名称

事業所の所在地

立 地 年 月 日

年 月 日

投 下 資 本 額

円

事業所の産業分類
及び業務内容

産業分類

業務内容

対 象 と な る
新 規 従 業 員 数

人

交 付 申 請 額

(従業員1人 万円× 人)
(障害者加算 10万円× 人)

円

備 考

寒川町企業等の立地促進に関する条例に基づく奨励措置

適用申請の際にご提出いただく書類

固定資産税等の課税免除・不均一課税		
1	奨励措置（固定資産税等の課税免除・不均一課税）適用申請書	☐
2	土地の売買契約書、建物の工事請負契約書（売買契約書）の写し、土地、建物が賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し	☐
3	土地、建物及び償却資産に対する投下資本額を証する書類	☐
4	事業内容及び事業計画を記載した書類	☐
5	法人の場合は、法人登記事項証明書。個人の場合は、住民票の写し。	☐
6	奨励措置の対象となる固定資産一覧	☐
7	奨励措置の対象となる償却資産の明細書	☐
8	奨励措置の対象となる土地及び家屋の登記事項証明書	☐
9	奨励措置の対象となる土地の位置図（案内図）、公図及び実測図	☐
10	奨励措置の対象となる建物の建築図面（配置図、平面図、立面図）	☐
11	奨励措置の対象となる建物が新築の場合は、建築確認済証及び検査済証の写し	☐
12	国税・都道府県税・市町村税の納付を証明する書類 ※ 国税 : 法人税（所得税）・消費税 ☐ 都道府県税 : 法人都道府県民税（都道府県民税）・事業税 ☐ 市町村税 : 法人町民税（町民税）・固定資産税・都市計画税 ☐	
13	その他（ ）	☐
雇 用 奨 励 金		
1	奨励措置（雇用奨励金）適用申請書	☐
2	新規雇用従業員名簿	☐
3	当該従業員を継続して雇用していることを証する書類	☐
4	雇用の日の1年前から継続して町内に住所を有していることを証する住民票等	☐
5	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し	☐
6	障害者であることを証する書類（条例第5条第2項の規定による加算を受ける場合）	☐
7	その他（ ）	☐

※ 都道府県税・市町村税については、寒川町内に事業所がない場合は本社所在地の証明、町内に事業所がある場合は神奈川県・寒川町の証明をご用意ください。

改正案

第2号様式（第5条関係）

奨励措置（雇用奨励金）適用申請書

年 月 日

(宛先)寒川町長

(申請者) 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者氏名
電話番号

寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（雇用奨励金）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
立地年月日	年 月 日
投下資本額	円
事業所の産業分類及び業務内容	産業分類 業務内容
対象となる新規従業員数	人
交付申請額	円 (従業員1人 万円× 人) (障害者加算 10万円× 人)
備考	

寒川町企業等の立地促進に関する条例に基づく奨励措置

適用申請の際にご提出いただく書類

雇 用 奨 励 金		
1	奨励措置（雇用奨励金）適用申請書	☐
2	新規雇用従業員名簿	☐
3	当該従業員を継続して雇用していることを証する書類	☐
4	雇用の日から継続して町内に住所を有していることを証する住民票等	☐
5	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し	☐
6	障害者であることを証する書類（条例第 5 条第 2 項の規定による加算を受ける場合）	☐
7	その他（ ）	☐

現 行

第 3 号 様 式 （ 第 6 条 関 係 ）

奨励措置（固定資産税等の不均一課税）適用（不適用）決定通知書

年 月 日

様

寒 川 町 長

印

年 月 日付けで申請のありました奨励措置（固定資産税等の不均一課税）の適用については、次のとおり決定いたしましたので、寒川町企業等の立地促進に関する条例第 7 条の規定により通知します。

決定区分

☐ 適用します

☐ 適用しません

奨励措置
の 内 容

年度から 年度までの固定資産税の税率を 100 分の 0.7 及び
都市計画税の税率を 100 分の 0.1 とする。

奨 励 措 置 を 適 用 す る 資 産

土 地	所 在 地		面 積	
			㎡	
家 屋	所 在 地	用 途	構 造	面 積
				㎡
償 却 資 産	設 置 場 所	名 称		数 量

適用の条件等

適用しない理由

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から 1 年を経過するとその訴えは提起できません。

改正案

第3号様式（第7条関係）

奨励措置（固定資産税等の不均一課税）適用（不適用）決定通知書				
年 月 日				
様				
寒 川 町 長				
印				
年 月 日付けで申請のありました奨励措置（固定資産税等の不均一課税）の適用については、次のとおり決定いたしましたので、寒川町企業等の立地促進に関する条例第7条の規定により通知します。				
決定区分	☐ 適用します ☐ 適用しません			
奨励措置の内容	年度から 年度までの固定資産税の税率を <u>100 分の </u> 及び 都市計画税の税率を <u>100 分の </u> とする。			
奨 励 措 置 を 適 用 す る 資 産				
土 地	所 在 地	面 積		
		m ²		
家 屋	所 在 地	用 途	構 造	面 積
				m ²
償 却 資 産	設 置 場 所	名 称		数 量
適用の条件等				
適用しない理由				

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

第 4 号 様 式 （ 第 6 条 関 係 ）

奨励措置（雇用奨励金）交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

寒 川 町 長

印

年 月 日付けで申請のありました奨励措置(雇用奨励金)の交付については、次のとおり決定いたしましたので寒川町企業等の立地促進に関する条例 第 7 条の規定により通知します。

決定区分	☐ 適用します ☐ 適用しません
奨励措置 の 内 容	雇用奨励金 円を交付する。

雇用奨励金の内容

(1) 雇用奨励金の交付の対象となる事業所
所在地

名 称

(2) 雇用奨励金の交付の対象となる従業員の数
人

(3) 雇用奨励金の額
円 (従 業 員 数 万円× 人)
(障害者加算 10 万円× 人)

交付しない理由

(注) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

改正案

第4号様式（第7条関係）

[illegible]

(注) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

第5号様式（第7条関係）

奨励措置申請内容等変更届

年 月 日

(あて先) 寒川町長

(申請者) 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者氏名
電 話 番 号

印

年 月 日付けで申請の内容について変更がありましたので寒川町
企業等の立地促進に関する条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称

事業所の所在地

変 更 事 項

変 更 理 由

変 更 年 月 日

年 月 日

添 付 書 類

- ☐ 変更の事実及び期日を証する書類
☐ その他町長が必要と認めた書類

備 考

改正案

第5号様式（第8条関係）

奨励措置申請内容等変更届 年 月 日 (宛先) 寒川町長 (申請者) 住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号 — 年 月 日付けで申請の内容について変更がありましたので寒川町 企業等の立地促進に関する条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	☐ 変更の事実及び期日を証する書類 ☐ その他町長が必要と認めた書類
備 考	

--

(あて先) 寒川町長

印

公 司	品 牌 名 称	品 体 名 称
-----	---------	---------

□ 休 止

氏名(名称)

年 月 日

備考

改正案

第6号様式（第8条関係）

事業廃止（休止）届 年 月 日 (宛先) 寒川町長 (申請者) 住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号 事業を廃止(休止)したいので寒川町企業等の立地促進に関する条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。	
区 分	☐ 廃 止 ☐ 休 止
廃止（休止）する事業所の所在地及び名称	住所(所在地) 氏名(名称)
廃止（休止）年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
備 考	

現 行

第7号様式（第8条関係）

奨励措置取消・停止決定通知書

年 月 日

様

寒 川 町 長

印

年 月 日付けで通知した奨励措置適用の決定については、次のとおり取消・停止したので通知します。

取消・停止した事業所の名称及び所在地	住所(所在地) 氏 名 (名 称)
取消・停止の理由	
取消・停止となった奨励措置	

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

改正案

第7号様式（第9条関係）

奨励措置取消・停止決定通知書

年 月 日

様

寒川町長

印

年 月 日付けで通知した奨励措置適用の決定については、次のとおり取消・停止したので通知します。

取消・停止した事業所の名称及び所在地	住所(所在地) 氏名(名称)
取消・停止の理由	
取消・停止となった奨励措置	

(注) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

第 8 号 様 式 （ 第 9 条 関 係 ）

奨 励 措 置 適 用 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

(あて先) 寒川町長

(申請者) 住所(所在地)
氏 名 (名 称)
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

印

寒川町企業等の立地促進に関する条例第 10 条の規定により奨励措置の適用に係る承継について承認を受けたいので、申請します。

被 承 継 者	住所(所在地) 氏 名 (名 称) 代 表 者 氏 名 電 話 番 号
承継した事業所の 所在地及び名称	
事業を承継した 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日
承継した事業及び 資 産 の 内 容	
承継しようとする 奨 励 措 置	
備 考	

改正案

第8号様式（第10条関係）

奨励措置適用承継承認申請書

年 月 日

（宛先）寒川町長

（申請者）住所(所在地)
氏名(名称)
代表者氏名
電話番号

—

寒川町企業等の立地促進に関する条例第10条の規定により奨励措置の適用に係る承継について承認を受けたいので、申請します。

被 承 継 者	住所(所在地) 氏名(名称) 代表者氏名 電話番号
承継した事業所の 所在地及び名称	
事業を承継した 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日
承継した事業及び 資 産 の 内 容	
承継しようとする 奨 励 措 置	
備 考	

現 行

第9号様式（第10条関係）

奨励措置承継承認（不承認）決定通知書 年 月 日 様 寒 川 町 長 印 年 月 日付けで申請あった奨励措置の承継については、次のとおり承認したので通知します。	
決 定 区 分	☐ 承認します ☐ 承認しません
承認した事業所の所在地及び名称	住所(所在地) 氏名(名称)
承認した奨励措置	
承認した奨励措置の対象資産	
承認しない理由	
備 考	

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

改正案

第9号様式（第11条関係）

奨励措置承継承認（不承認）決定通知書 年 月 日 様 寒川町長 印 年 月 日付けで申請あった奨励措置の承継については、次のとおり承認したので通知します。	
決 定 区 分	☐ 承認します ☐ 承認しません
承認した事業所の所在地及び名称	住所(所在地) 氏名(名称)
承認した奨励措置	
承認した奨励措置の対象資産	
承認しない理由	
備 考	

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。